六五　小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条の規定に基づき、平成二十五年度の支給率を定める件　二八　七

六六　エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十六条の規定に基づき、登録調査機関の業務の廃止の届出があった件　二八　七

六七　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件　二八　七

六八　第十二次鉱業労働災害防止計画　二八　六四　二〇

六九　特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針　二八　六四　二三

七〇　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示　二九　六六　六三

七一　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示　二九　六七　一三九

七二　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　二九　六七　一七一

七三　自転車競技法第十二条第一項の経済産業大臣が定める率を定める件　二九　六七　一七三

七四　小型自動車競走法第十六条第一項の経済産業大臣が定める率を定める件　二九　六七　一七三

七五　自転車競技法施行規則第二十六条第一項の規定に基づき、競輪の事業の収支の算定方法について定める件を廃止する件　二九　六七　一七三

七六　小型自動車競走法施行規則第二十四条第一項の規定に基づき、小型自動車競走の事業の収支の算定方法について定める件を廃止する件　二九　六七　一七三

七七　原子力発電工事償却準備引当金に関する省令第二条の規定により経済産業大臣が定める積立率を定める告示の一部を改正する告示　二九　六七　一七三

七八　発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき地点を指定した件　二九　六七　一七三

七九　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件の一部を改正する件　二九　六七　一七三

八〇　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十五年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件　二九　六七　一七三

八一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件　二九　六七　一七三

八二　回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示　二九　六七　一七三

八三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人の規定に基づき、需要開拓支援法人に関する省令第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件　二九　六七　一七四

八四　租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件　三〇　特6　二六九

八五　租税特別措置法施行令第十四条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給が特に必要なものとして経済産業大臣が指定する鉱物を定めた件　三〇　特6　二七三

○経済産業省、国土交通省

ニ　乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等　一40　二八

○経済産業省、国土交通省、環境省

二〇一七―特定特殊自動車の型式の届出があった件　二九　七